

豊中市保育士・保育所支援センター事業の業務手法に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊中市保育士・保育所支援センター事業実施要綱（平成28年7月15日施行。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、保育士・保育所支援センター事業（以下「保保セン事業」という。）の業務手法について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱の例による。

(保保セン事業の実施)

第3条 要綱第4条第1項第2号から第5号までに掲げる事業の実施については、次に掲げるところによる。

- (1) 潜在保育士及び保育所等に新たに就職を希望する者（以下「求職者」という。）へ、就労機会提供のための広報活動を行う。
- (2) 保育所等から保育士等の求人情報を収集し、整理する。
- (3) 求職者に対する相談窓口を開設する。
- (4) 保育所等への再就職希望者に対し、最新の保育事情等、現場復帰に必要な情報提供を行うとともに、研修会や施設見学会等を実施する。
- (5) 求職者のうち、保育士資格を持っていない者に対する各種研修等（子育て支援員研修、保育士試験直前対策講習）を実施する。

(業務手法)

第4条 前条に掲げる事業については、電話、来所又はインターネット（市が指定する電子申込システムを含む。）を利用して実施するものとする。

- 2 要綱第4条第1項第3号に規定する事業を活用し、保育士等の紹介を希望する市内の保育所等の設置者（以下、「求人者」という。）は、豊中しごと・くらしセンター（以下「しごとセンター」という。）指定様式の求人事業所登録票を作成し、豊中市保育士・保育所支援センター（以下「保保セン」という。）に提出するものとする。この場合において、保保センは受け取った求人事業所登録票をしごとセンターへ送付し、登録を依頼するものとする。
- 3 求人者は、前項の求人事業所登録票とともに、保育士等の紹介を希望する都度、しごとセンター指定様式の求人票を作成し、保保センに提出するものとする。この場合において、保保センは受け取った求人票をしごとセンターへ送付するものとする。
- 4 しごとセンターは、前2項の規定により送付を受けた求人事業者登録票及び求人票の内容が、法令等に違反する場合又は賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合には、その内容を登録しないものとする。
- 5 求職者は、求職申込書（様式第1号）を作成し、保保センへ申し込むものとする。
- 6 保保センは、しごとセンターとの連携により職業紹介を行うにあたり、職

業安定法第5条の3の規定により求職者に対し、従事する予定の業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ求人票等により明示する。

- 7 保保センは、しごとセンターとの連携による紹介を決定した場合は、しごとセンターに求人票及び求職申込書（様式第1号）の写しを送付し、紹介状の発行を依頼する。この場合において、しごとセンターは、求人票等の内容を確認のうえ紹介状を発行し、求職者へ送付するものとする。
- 8 前項による紹介状を受け取った求職者は、求人者との面接時に紹介状を提出するものとする。
- 9 紹介の結果について、求人者はしごとセンターに、求職者は保保センに対し速やかに報告するものとする。この場合において、求人者からの報告については、しごとセンター指定様式の採用等結果通知書を使用するものとする。

（変更届出等）

第5条 求人者は、採用予定人員に変更が生じた場合は、速やかに保保センに届け出するものとする。この場合において、保保センは、届け出られた事項をくらしセンターに連絡するものとする。

（相談対応）

第6条 要綱第4条第1項第2号の規定に基づく相談対応については、相談者が直接来所のうえ面談により行うことを原則とし、相談内容及び対応状況については対応状況一覧（様式第4号）に記録して管理するものとする。

- 2 前項の相談内容が、労働関係法令等に抵触し、保育所等への指導等が必要と見込まれる場合には、速やかに庁内関係課及び関係機関へ引き継ぎ等の対応を行う。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月15日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。